



困ったら！ 消費生活センターへ！

あわてないで！

本当にあなたが支払わなければいけませんか？



身に覚えのない契約や請求であれば、支払う必要はありません。

相手に電話やメールはせずに、安城市の消費生活センターにご相談ください。

マルチ商法のトラブルに 御注意ください！！

マルチ商法とは、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入る商法です。マルチ商法は法律違反ではありませんが、特定商取引法により、ルールを守って運営することが義務付けられています。扱われる商品・サービスは、健康食品、化粧品、学習教材など様々で、架空の「権利」や「システム」などの勧誘に関するトラブルの相談も多く寄せられています。

最近、SNSによる勧誘がきっかけ となったトラブルが増えています！

事例①

SNSで「すぐに収入になる」、「これで儲^{もう}かった」という書き込みや友人の勧誘を受けて、健康食品をマルチ商法で紹介販売する組織に登録し、登録料50万円を消費者金融から借り入れて支払った。やめたいがどうすればよいか。

事例②

SNSで友達申請を承認した知人から「リアルで会おう。」と呼び出され、「30万円払って会員の権利を購入し、人を紹介すると報酬がもらえる。」というネットワークビジネスへの参加を長時間勧誘され、クレジットカード払いで契約したが、解約したい。

※SNS：「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略



＜ ア ド バ イ ス ＞

■「楽に」、「簡単に」儲^{もう}かるようなおいしい話は鵜^う呑みにしない！

安易に信じて、借金までして契約したとしても、借金を上回る利益を得られる保証はありません。

■「あやしい」、「おかしい」と思ったら、友人でもきっぱり断る！

身近な人からの勧誘に対し、あいまいな態度をとり続けると、被害に遭い、結果的に人間関係も損なわれることがあります。

■ネット上で知り合った人を簡単に信用しない！

最近のSNSでは、友達同士が手軽につながれる機能が人気ですが、友達の友達は赤の他人！友人の「なりすまし」にも気を付けましょう。

■もし勧誘され承諾してしまった場合でも、特定商取引法の「連鎖販売取引」に該当する場合には、クーリング・オフができる（法令で定められた書面を受け取った日から20日間）。

不安な場合やトラブルに遭った場合は、早めに安城市消費生活センターに相談しましょう！

★若年層や高齢者など、トラブルを抱えたまま誰にも相談できず、状況を一層悪化させてしまうケースがあります。身近な人の様子に変化や不審な点があれば、声をかけ、相談にのるなどしてください。

2017年
4月から

都市ガスの小売全面自由化がスタートしました！

ガス会社を切り換えようとするときは、契約内容を十分理解してから契約しましょう。

また、自由化に便乗した悪質な勧誘には注意しましょう。

都市ガスの自由化に関する問合せ窓口

経済産業省資源エネルギー庁相談窓口ホットライン

☎ **03-3501-3506**

制度の詳細は、資源エネルギー庁のHPを参照してください。

都市ガス自由化 エネ庁 [検索](#)

還付金等 詐欺に ご注意!!

愛知県内では、役所などの公的機関の職員を騙る不審な電話が多発しています。被害者の多くは、還付金等詐欺の存在を知っていましたが、「犯人が丁寧な話し方だったので、本当の役所や金融機関の職員と信じてしまった」「犯人から次々と指示され、考える余裕がなかった」と話しており、お金をだましとられるまで被害に気が付きませんでした。

被害に遭わないためには、還付金等詐欺の手口を知り、対策を実践しましょう！

【職員役】

市役所の〇〇課です。
医療費の還付金があります
ので振込先の金融機関名を
教えてください。

△△銀行
ですが…

それでは
△△銀行の担当者から
連絡をさせます。

一旦電話が切れ、
しばらくすると
電話が鳴り…

△△銀行です。

還付金の手続きが
今日までなら可能なので、
お近くのATMで手続き
してください。

【銀行員役】

ATMに
着いたら連絡する
のですね。

被害者がATMへ行き、携帯電話で連絡をすると、犯人は考える間を与えないようにATMの操作を指示し、還付金が振り込まれると思い込ませて、送金手続きさせるという手口です。

万一の場合に
備えて、

振り込み限度額を引き下げてください。

【警察本部生活安全総務課】

ご存知ですか？あなたのまちの 『消費生活センター』

身に覚えがない
サイトに登録さ
れた。

インターネットで
購入した商品が送
られてこない。

多重債務に苦
しんでいる。

知らない会社か
ら突然請求書が
届いた。

高額な解約金を
請求された。

不審なハガキやメール、契約のトラブルなど、消費に関する困りごとは
ありませんか？
消費生活センターでは、専門の相談員が早期解決のお手伝いをします。

相 談 日	週 4 日（月・火・木・金曜日）祝日・年末年始除く
相談受付時間	午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで※予約優先制（正午から午後 1 時を除く）
相 談 場 所	安城市役所北庁舎 1 階 相談室
予 約 方 法	希望相談日の 1 週間前から商工課で予約受付
相 談 時 間 等	お一人 1 時間以内 電話相談も可（多量債務相談は面談のみ）
消費生活弁護士相談	第 4 火曜日午後 1 時から 3 時（予約制 先着 4 名） 開催月の月初午前 9 時から商工課で予約受付開始

問合せ▶安城市商工課

☎71-2235 または

※相談は無料・秘密厳守です。
安心してご相談ください。

【消費生活相談窓口】
消費者ホットライン

☎188(いやや!)

※身近な窓口につながります

